

県南広域振興局長告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成18年11月10日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

施術者の氏名	住 所	指定年月日
小山田 由紀子	奥州市水沢区真城字町屋敷20番地7	平成18年10月24日
後藤 順哉	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻川口田39	〃